

久留米広域合併協議会(第5回)議案等

《報告事項》

報告第9号	第4回協議会以降の協議会活動について	P 1、2
報告第10号	(仮称)議員の定数及び任期に関する小委員会の構成等について	P 3、4

《議案》

第11号議案	久留米広域合併協議会の監事の選任について	P 5
協 議	新市建設計画(全体骨子)について	P 6、7
協 議	合併の方式について	P 8~12
協 議	合併の期日について	P 13~15
協 議	新市の名称について	P 16~18
協 議	新市の事務所の位置について	P 19~21

報告第9号

第4回協議会以降の協議会活動について

第4回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年 6月 7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

第4回協議会以降の協議会活動について

《会議》

5月30日 合併協議会幹事会（第5回） 合併協定項目の第5回提出資料（案）
協議会（第5回）開催要領（案）など

《専門部会、分科会活動》前回報告以降分

5月14日 収入消込WG
5月15日 土地公社・(財)開発公社WGほか2WG
5月16日 市・町史編さんWGほか3WG
5月19日 新市建設計画策定会議、国保システムWGほか1WG
5月20日 障害者支援システムWGほか2WG
5月21日 文化財WG
5月22日 組織・人事WGほか2WG
5月23日 農業委員会分科会、共済会・共済組合WGほか5WG
5月26日 総合調整部会
5月27日 議会分科会、選挙システムWG
5月30日 国民年金システムWGほか1WG

報告第10号

(仮称)議員の定数及び任期に関する小委員会の構成等について

(仮称)議員の定数及び任期に関する小委員会の構成等について、別紙のとおり報告する。

平成15年 6月 7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(仮称)議員の定数及び任期に関する小委員会の構成等について

区 分	内 容
小委員会の名称	議員の定数及び任期に関する小委員会
所 掌 事 務	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて調査、審議をする
構成及び選出区分	各市町とも2号委員(議員)1名、3号委員1名の10名で構成
選 出 方 法	上記選出区分に基づき各市町より推薦を受け、会長が指名
設 置	第6回協議会においてこれを設置し、第6回協議会終了後に第1回委員会を開催する
審議期間の目安	8月までを目安とする(財政計画との関係)

第11号議案

久留米広域合併協議会の監事の選任について

久留米広域合併協議会規約第6条第5項の規定に基づき、次の者を久留米広域合併協議会の監事に選任することについて、承認を求める。

監 事 長 淵 勇 委 員

平成15年6月 7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

協 議

新市建設計画全体骨子について

新市建設計画全体骨子について、協議を求める。

平成15年 6月 7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

久留米広域新市建設計画(全体骨子案)

記述項目		項目の具体的な記述内容の概要
序論	新市の合併の必要性	新市として合併の必要性について、行財政基盤の確立(財政・組織機能)及び生活圏としての一体性(通勤通学依存率・商圈・買い物行動)の面から記述する
	新市建設計画策定方針	新市建設計画策定の趣旨を明確にするとともに、基本フレームとして 対象期間 対象地域 計画の構成 計画の性格を記述する 具体的な策定方針として(1)合併効果を十分に発揮できる計画とする(2)総合性や戦略性を基調とした計画とすることを記述する 新市建設計画と各市・町の総合計画との関係及び新市まちづくり構想との関係を記述する
本論	新市の概要	合併後の新市の概要を、 地勢 人口 産業構造の面から記述する
	新市建設の基本方針	新市建設にあたっての基本理念として(1)地域特性を尊重した都市づくり(2)共生の都市づくり(3)住民を基点とした都市づくり(4)合併効果を活かした都市づくりの4つを記述する 新市の目指す都市像として、1市4町の総合計画を受け継ぎながら(1)教育文化や保健福祉等の暮らしの分野(2)道路や上下水道等の都市基盤・生活基盤の分野(3)1次2次3次の産業振興と雇用促進の分野(4)県南の中核都市としての都市機能の分野でどのような機能整備を図るかを記述するとともに、機能整備を図るための行政のあり方について記述する。 土地利用の基本方針について、公共の福祉を基本に都市計画設定の考え方を記述する 地区別整備の基本方針として、地区制度について制度化を図ることを明確にするとともに、地区として目指す姿(地区像)や地区像実現のための仕組みについて記述する
	新市の施策方針	新市としての機能整備にあたっての施策を(1)豊かな暮らしを実現する施策(2)魅力あふれる都市基盤・生活基盤を整備する施策(3)創造的な活力ある産業を振興する施策(4)地域をリードする都市機能を充実する施策の分野ごとに、施策体系・基本的考え方・施策方針・施策内容・主要事業について記述する
	新市における福岡県事業の推進	福岡県における新市の役割について、福岡県の総合計画における県土整備構想を踏まえて記述する 各市・町の要望を踏まえて県との事前協議に基づき、新市における福岡県事業について記述する
	公共的施設の適正配置・整備	総合支所的機能の整備について記述する その他の公共的施設の配置・整備について検討すること記述する
	財政計画	財政調整会議の結論を踏まえて記述する
結論	最後に	新市建設計画の内容を踏まえての久留米広域合併実現への期待について記述する

新市建設計画の全体的な骨組みであり、今後の審議状況等に応じて修正する。

協 議

合併の方式について

合併の方式について、協議を求める。

平成15年 6月 7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

協定項目番号	1	協定項目名	合併の方式
調整の方向性	合併の方式を「新設合併」あるいは「編入合併」のどちらとするか		

市町村の合併とは、合併特例法第2条第1項に「2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」と定義されている。

市町村の法人格の変動を伴う区域の変更については、地方自治法第7条に廃置分合に関する規定が置かれており、通常「合体」、「編入」、「分割」、「分立」の4種類に分類されるが、この廃置分合のうち、少なくとも一つ以上の市町村数が減少するものを「市町村の合併」とされている。この合併の方式の呼び方については、一般的に使用されている「新設合併」と「編入合併」という呼び名で整理している。

合併協定書（文例）・・・先進事例参考

1 合併の方式

【新設合併の場合】

「A市、B町及びC町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする」

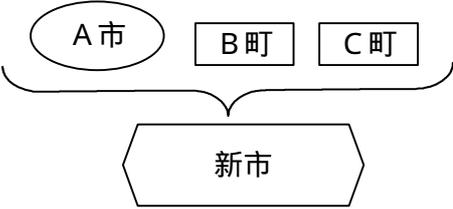
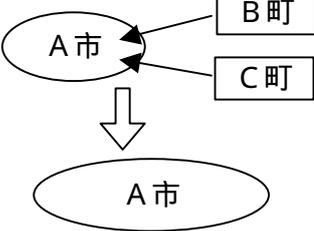
【編入合併の場合】

「B町及びC町を廃し、その区域をA市に編入するものとする」

合併の方式

説明資料

合併の方式には「新設合併」と「編入合併」の2つの方式があります。

	新設合併	編入合併
定義	<p>2つ以上の市町村を廃して、その区域に新たに市町村を置くこと</p>  <p>例：「A市・B町・C町が合併し、新市ができる」</p>	<p>1つ以上の市町村の区域を廃して、その区域を他の市町村に編入すること</p>  <p>例：「A市がB町・C町を編入する」</p>
名称	新たに制定する	通常は編入する市町村の名称となる
事務所の位置	新たな事務所の位置を定める	通常は編入する市町村の事務所の位置となる
市町村長	合併日の前日に、全員失職 (50日以内に新市長選挙)	<ul style="list-style-type: none"> ・編入する市町村・・・在任 ・編入される市町村・・・合併日の前日に、全員失職
特別職	合併日の前日に、全員失職	<ul style="list-style-type: none"> ・編入する市町村・・・在任 ・編入される市町村・・・合併日の前日に、全員失職
一般職	新たに設置される市町村の職員として引き続き身分を保有する	編入される市町村の職員は、編入する市町村の職員として引き継ぐ
農業委員会の委員（新市の区域に1つの農業委員会を置く場合）	原則	
	<p>選挙委員 農業委員会の委員は全員失職する 新市発足後、設置選挙（40名以内）を行う</p> <p>選任委員 新たに選任する</p>	<p>選挙委員・選任委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・編入する市町村の農業委員会の委員・・・在任 ・編入される市町村の農業委員会の委員・・・失職
	特例	
	<p>選挙委員</p> <p>合併市町村の協議により、10～80人以内の範囲で定めた数に限り、引き続き在任することができる (任期：1年以内) 但し、旧市町村の選挙委員の合計数が上記定数を超えるときには、選挙委員全員で互選する</p> <p>選任委員 新たに選任する</p>	<p>選挙委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・編入する市町村の農業委員会の委員・・・在任 ・編入される市町村の農業委員会の委員 合併市町村の協議により、40人を超えない範囲で定めた数に限り、引き続き在任することができる (任期：編入する市町村の農業委員会の委員の任期) <p>選任委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・編入する市町村の農業委員会の委員・・・在任 ・編入される市町村の農業委員会の委員・・・失職

		新設合併	編入合併
		原則	
		<p>議会の議員は全員失職する 新市の設置選挙（法定上限数46人）を行う （選挙区・・・一般的に新市全域）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・編入する市町村の議会の議員・・・在任 ・編入される市町村の議会の議員・・・失職 <p>合併により、著しい人口増の場合は新市全域による増員選挙を行うことができる</p>
		特例	
議会の議員	<定数特例>	<p>新市発足後の設置選挙の任期に限り、法定上限数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる （選挙区・・・一般的に新市全域）</p>	<p><定数特例></p> <p>定数特例 編入される市町村の人口に応じ、議員定数を増加し、増員選挙を行う （選挙区・・・旧市町村） （任期：編入する市町村の議会の議員の任期）</p> <p>定数特例+定数特例 の特例に、さらに、合併後最初に行われる一般選挙まで、市町村の人口に応じた議員定数を設定することができる （選挙区・・・旧市町村）</p>
	<在任特例>	<p>旧市町村の議会の議員は、引き続き新市の議員として在任できる （任期：合併後2年を超えない範囲）</p>	<p><在任特例></p> <p>在任特例 編入される市町村の議会のすべての議員が、編入する市町村の議会の議員の残任期間新市の議員として在任する （任期：編入する市町村の議会議員の任期）</p> <p>在任特例+定数特例 の特例に、さらに、合併後最初に行われる一般選挙まで、市町村の人口に応じた議員定数を設定することができる （選挙区・・・旧市町村）</p>
		<p>傾向としては、新設合併の場合には在任特例を利用する場合がほとんどである。また、編入合併の場合には様々なケースがあるが、定数特例・在任特例が充実された平成7年以降は、全て在任特例を活用している。</p> <p style="text-align: right;">（合併協議会の運営の手引きより抜粋）</p>	
条例・規則	合併市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定する	編入する市町村の条例・規則を適用する。 なお、合併に伴い必要な改正を行う	
新市建設計画	新市全域にかかる建設計画を作成する必要がある	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある	

最近の市町村合併事例

説明資料

方式	新自治体名		人口 (人)	合併前の自治体の状況 【 】は本庁舎の位置	協定書 調印日	合 併 期 日	調印から の期間
1	新設	瑞穂市	岐阜	46,571 【穂積町】、巢南町 35,076、 11,495	H14 12.10	H15 5.1	約 5 月
2	新設	周南市	山口	158,609 【徳山市】、新南陽市、熊毛町、鹿野町 104,514、 32,923、 16,626、 4,543	H14 8.27	H15 4.21	約 8 月
3	新設	加美町	宮城	28,289 【中新田町】、小野田町、宮崎町 13,924、 8,119、 6,246	H15 1.8	H15 4.1	約 2 月
4	新設	神流町	群馬	3,234 【万場町】、中里村 2,270、 9 6 4	H14 9.11	H15 4.1	約 7 月
5	新設	南アルプス市	山梨	70,364 【櫛形町】、白根町、若草町、甲西町、八田村、芦安村 19,045、 19,386、 11,148、 13,075、 7,118、 592	H14 10.17	H15 4.1	約 5 月
6	新設	山県市	岐阜	30,951 【高富町】、伊自良村、美山町 18,795、 3,287、 8,869	H14 9.24	H15 4.1	約 6 月
7	新設	静岡市	静岡	706,513 【静岡市】、清水市 469,695、 236,818	H14 4.2	H15 4.1	約 12 月
8	編入	呉市	広島	205,382 【呉市】、下蒲刈町 203,159、 2,223	H14 8.8	H15 4.1	約 8 月
9	新設	大崎上島町	広島	10,131 【東野町】、大崎町、木江町 3,036、 4,351、 2,744	H14 9.10	H15 4.1	約 7 月
10	新設	東かがわ市	香川	37,760 【白鳥町】、引田町、大内町 12,965、 8,635、 16,160	H14 5.30	H15 4.1	約 1 0 月
11	編入	新居浜市	愛媛	125,814 【新居浜市】、別子山村 125,537、 2 2 7	H14 11.2	H15 4.1	約 5 月
12	新設	宗像市	福岡	92,560 【宗像市】、玄海町 82,602、 9,958	H14 5.30	H15 4.1	約 1 0 月
13	新設	あさぎり町	熊本	17,751 【免田町】、上村、岡原村、須恵村、深田村 5,991、 5,404、 2,935、 1,471、 1,950	H13 11.22	H15 4.1	約 1 0 月
14	新設	南部町	山梨	10,863 【富沢町】、南部町 4,152、 6,711	H14 10.11	H15 3.1	約 5 月
15	編入	廿日市市	広島	87,062 【廿日市市】、佐伯町、吉和村 73,587、 12,620、 8 5 5	H14 11.7	H15 3.1	約 3 月
16	編入	福山市	広島	403,915 【福山市】、内海町、新市町 378,789、 3,431、 21,695	H14 10.10	H15 2.3	約 3 月
17	編入	つくば市	茨城	191,814 【つくば市】、笠崎町 165,978、 25,836	H13 11.	H14 11.1	約 12 月
18	新設	さぬき市	香川	57,773 【志度町】、寒川町、長尾町、津田町、大川町 22,939、 6,041、 13,446、 8,370、 6,977	H13 8.20	H14 4.1	約 8 月
19	編入	大船渡市	岩手	45,159 【大船渡市】、三陸町 36,569、 8,590	H12 8.31	H13 11.15	約 15 月
20	新設	さいたま市	埼玉	1,031,382 【浦和市】、大宮市、与野市 488,712、 458,450、 84,220	H12 9.5	H13 5.1	約 8 月
21	編入	潮来市	茨城	32,133 【潮来町】、牛堀町 25,901、 6,232	H12 7.13	H13 4.1	約 9 月
22	新設	西東京市	東京	179,699 【田無市】、保谷市 77,737、 101,962	H12 8.10	H13 1.21	約 6 月
23	編入	新潟市	新潟	516,578 【新潟市】、黒埼町 490,194、 26,384	H12 2.21	H13 1.1	約 11 月

協 議

合併の期日について

合併の期日について、協議を求める。

平成15年 6月 7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

協定項目番号	2	協定項目名	合併の期日
調整の方向性	合併の期日（期間）		
<p>合併協定書（文例）・・・合併協議会運営の手引きより抜粋</p> <p>2 合併の期日 「平成 年 月 日とする」</p>			

合併の期日について

1. 今までの協議会での確認内容

平成15年1月17日（第1回合併協議会）

- ・ 平成15年度内での協議終了を目標と考える
- ・ 平成16年度は合併に向けた国や県への手続を行う
- ・ 合併特例法の期限である平成17年3月末までの新市発足をを目指す

2. 期日決定のポイント

- （1） 住民生活への影響
- （2） 合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係
- （3） 協議会の協議の進捗状況
- （4） 首長・議会議員の任期
- （5） 合併時の事務処理・引継ぎの利便性

などを総合的に勘案して判断されるべき

・・・・・・・・合併協議会運営の手引きより抜粋

協 議

新市の名称について

新市の名称について、協議を求める。

平成15年 6月 7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

協定項目番号	3	協定項目名	新市の名称
調整の方向性	新市の名称または、その選考方法		
<p>合併協定書（文例）・・・合併協議会運営の手引きより抜粋</p> <p>3 新市の名称 「新市の名称は、Z市とする」</p>			

新市の名称について

1. 名称制定のポイント

新設合併の場合・・・新たに制定する

その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多いようである。

編入合併の場合・・・通常は編入する市の名称となる

・・・合併協議会運営の手引きより抜粋

協 議

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、協議を求める。

平成15年 6月 7日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

協定項目番号	4	協定項目名	新市の事務所の位置
調整の方向性	本庁舎の位置		
<p>合併協定書（文例）・・・合併協議会運営の手引きより抜粋</p> <p>4 新市の事務所の位置 「新市の事務所の位置は、X市 1 2 3 番地とする」</p>			

新市の事務所の位置

地方自治法第4条第2項

事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

庁舎を新規建設するか、現在の庁舎を利用するか検討が必要。

「参考」久留米市庁舎（1995年度建設）の建設費、約153億7千万円

市町名	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潯町
現在の位置	久留米市城南町 15-3	田主丸町大字田主丸 459-11	北野町大字中 3298-2	城島町大字檜津 743-2	三潯町大字玉満 2779-1
敷地面積 (m ²)	7,745.81	9,408.28	4,604.26	5,674.44	5,539.60
延べ面積 (m ²)	33,779.84	2,304.29	1,977.00	3,184.51	2,387.93
執務室 (m ²)	9,606.50	785.71	1,028.00	1,012.68	1,130.00
会議室 (m ²)	1,366.00	96.32	166.00	202.42	215.41
庁舎の構造等	鉄骨造り・20階建 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造)	鉄筋コンクリート造・3階建	鉄筋コンクリート造・2階建 新館：鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造・4階建	鉄筋コンクリート造・2階建 (旧庁舎は一部3階建)
建築年度 (西暦)	1995年度	1960年度	1959年度 新館：1981年度	1983年度	旧庁舎：1966年度 新庁舎：1988年度
本庁職員数(嘱託・臨時職員数等を含) (2003年4月)	1,121人	106名	97人	107人	97人
来庁者用駐車場	175台	70台	157台	100台	60台